

米原市自治基本条例推進委員会 「市民投票を考える」 Vol. 1



米原市自治基本条例推進委員会

米原市自治基本条例の理念に基づくまちづくりの仕組みや方針について議論したり、取組状況を検証しています。

平成19年9月に設置され、任期は2年で市民や有識者による10人程度の委員で構成されています。第4期の委員会は平成25年10月に組織されました。

委員会の概要

現在、この第4期米原市自治基本条例推進委員会では「米原市自治基本条例第17条の市民投票条例」について、考え方と方向性を議論し、その結果を市長に提案します。今後は、その議論の様子を定期的に市民のみなさんにお伝えします。

まずは「住民投票」とは？ について理解を深めました。

米原市自治基本条例第17条では、「住民は住民発意による市民投票により市民の総意を明確にできること、市民投票に関する制度を整備すること、また市長は市民投票の結果を尊重しなければならぬこと」が明記されています。

この17条に基づき、市民投票の実施に必要な条例の制定に関する検討を始めるため、まずは「市民投票」の考え方と方向性について当委員会でも議論することとしました。

5月19日に開催した推進委員会では、まず「住民投票」についてその仕組みや分類について知識を深め、米原市自治基本条例第17条に規定された市民投票について条文や解説、解釈を読み込み、意見交換しました。

委員長から「住民投票」は市長や議会が決定する範囲内で住民が自らの意思を表明するということ、また自治体が行う住民投票は「選挙権」ではなく自治体が認めた「投票資格者」であり、その範囲は自治体の条例で独自に定められること、しかし投票の結果には決定権が無いことなど、「住民投票」を議論していくための論点についてのお話がありました。

委員からは、すでに地方自治法で、「条例制定の直接請求等により住民投票条例を制定し住民投票を行うことができる」としているのに、

常設の住民投票条例を米原市が制定する必要性や意義、またどのような時に住民投票が必要になるのかなどの意見が出ました。常設の住民投票条例を制定した場合のメリット、デメリットの比較や、すでに他市町で制定された常設型の住民投票の内容等も見比べながら、今後議論を深めていきます。

※ 「市民投票」と「住民投票」

法律や、現在制定されている他市の条例に基づく「住民投票」は、その自治体を生活の本拠地とし居住する「住民」を投票できる人として、ことから「住民投票」として、います。

米原市自治基本条例では、通勤通学する人を含む「市民」がまちづくりを担う主役であることから「市民投票」として、います。今後、自治基本条例を根拠として具体的な制度を議論していく中で、条例の趣旨を尊重しながら、具体的に「投票資格者」の範囲を議論していくこととなります。

今回の推進委員会の詳しい内容は、[公式ウェブサイトからご覧いただけます。](#)

ポイント

「住民投票」には・・・

- 1 国会で、ある特定の地方公共団体にだけ適用される特別な法律案が可決されたときに行う住民投票を定めた、日本国憲法に基づく「住民投票」
 - 2 議会の解散、議員、市長の解職、合併協議会の設置の協議を規定した法律に基づく「住民投票」
 - 3 地方自治体の条例で定めた「住民投票」
- 上記3つの種類があります。

今回議論しているのは、3の「地方自治体の条例で定めた住民投票」についてです。これには「個別型」と「常設型」があります。

①住民からの直接請求または議員や市長の提案によりその都度、住民投票条例を議会の議決により制定して行う住民投票。

一般的に「**個別型住民投票条例**」という。

②あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、その要件を満たした場合に行う住民投票。一般的に「**常設型住民投票条例**」という。



個別型は地方自治法に規定されており、すべての自治体でこの方法で住民投票を行うことが可能です。しかし、これには議会の議決や、その都度住民投票条例の制定が必要です。

1 憲法に基づく住民投票

地方自治特別法の制定（日本国憲法第95条）

2 法律に基づく住民投票

議会の解散（地方自治法第76条）

議員・長の解職（地方自治法第80条・第81条）

合併協議会設置の協議
（市町村合併特例法第4条・第5条）

3 自治体の条例に基づく住民投票

①条例で定めた特定の事案
【個別設置型】（地方自治法第74条）

②あらかじめ条例で定めた要件を満たした事案
【常設型】

米原市自治基本条例

第5章

市民および事業者等の権利と責務

（市民投票）

第17条 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができ、

2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】（「米原市自治基本条例ができるまで」より）

市民投票については、投票権の年齢や投票制度などについて議論がされました。年齢について、20歳未満の市民も対象にすべきとの議論の中で、18歳以上の市民ということを考えるべきではないかとの意見や、これから50年先や投票案件を考えれば中学生も含まれてくることもあるのではないかという意見の中で、つくる会としては「18歳以上の市民を対象にする」ことを答申に盛り込むこととされました。

また、市民投票の本来の目的を達成するためには情報不足の中での投票は問題であるとの認識から、情報の取り扱いについて条文に明記することとなりました。

第4回推進委員会のご案内



日時：8月28日（木）15時～
会場：山東庁舎会議室2AB

議題：他市町の住民投票条例を検証
★会議は傍聴できます。

お問い合わせ 政策推進部 政策推進課（米原庁舎） ☎52-6626 ☎52-5195